

～注意事項～

年 月 日

保安業務実施状況報告

殿

①認定番号は販売事業の登録番号とは異なるので注意。(例: 38A0000VA-〇〇)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 保安業務実施状況

事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数

②現在の保安業務資格者数

人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示(平成9年通商産業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数 人)

③確保すべき保安業務資格者数(認定申請時に算定した数)

④(例)1棟8世帯(8戸)の集合住宅の点検を行った場合は、1棟→1戸とせず8戸とすること。

保安業務に係る一般消費者等の数

	書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 給開始時点検・調査	戸	戸 (戸)	うち再調査 戸 (戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸 (戸)	戸 (戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸 (戸)	うち拒否数 戸 (戸)
4. 定期消費設備調査	戸		当年調査 戸 (戸)
5. 周知			うち完了数 戸 (戸)
			拒否数 戸 (戸)
			不在数 戸 (戸)
			当年再調査 戸 (戸)
6. 緊急時対応			うち完了数 戸 (戸)
			拒否数 戸 (戸)
			不在数 戸 (戸)
			うち書面配布 戸 (戸)
7. 緊急時連絡			電子メール 戸 (戸)
			ファイル記録 戸 (戸)
			記録媒体 戸 (戸)
			戸 (戸)

⑤重量販売も1戸となる。同じ消費者に体積販売1個と質量販売1本を行った場合は、2戸となる。

⑥上記「拒否数・不在数」について、改めて調査(再調査)した場合に記入。

⑦業務年度の開始が平成29年4月1日以降の場合に記載。

⑧ガス切れ対応は緊急時には含まれない。ガス切れは、液石法規則第16条第12号(販売の方法の基準)の基準不適合である。

⑨一般消費者等から災害の発生の事実又は災害の発生の恐れがあることの通報を受けた場合又は自ら一般消費者等の異常な消費量等を知った場合に指示等を行うこと。一般的には、漏えいや火災等の災害、ガス臭がする等の連絡、マイコンメーターが自動遮断した場合が該当する。

- ⑩緊急時対応の「保安業務を実施した一般消費者等の数」は延べ数とすること。(例)同じ消費者宅で4月に1回、9月に3回緊急時対応があった場合は、4戸とする。
- ⑪緊急時連絡の「保安業務を実施した一般消費者等の数」は延べ数とすること。(例)同じ消費者宅で5月に2回、6月に1回緊急時対応があった場合は、3戸とする。
- ⑫容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知の「当該事業年度に保安業務を実施した数」は、同じ消費者等で複数回行った場合(例えば、1年点検と4年点検を同時に行った場合や容器交換時等供給設備点検を毎月行った場合)も1戸とすること。